

## 茂原市農業委員会第5回総会議事録

- 1 開催日時 平成29年6月12日(月) 午後1時30分から
- 2 開催場所 茂原市役所102会議室
- 3 出席委員 24名
  - 1番 北田 茂
  - 2番 日吉利 一
  - 3番 井上 幹男
  - 4番 高山 多聞
  - 5番 湯浅 公夫
  - 6番 風戸 茂樹
  - 7番 蕨 直邦
  - 8番 秋山 芳廣
  - 9番 杉浦 文子
  - 10番 光橋 正人
  - 11番 中田 文昭
  - 12番 渡邊 滋樹
  - 13番 高橋 英二
  - 14番 秋葉 仁喜
  - 15番 浦島 京子
  - 16番 鬼島 一郎 (第二小委員長)
  - 17番 佐藤 栄作
  - 19番 古山 光雄
  - 21番 加藤古志郎 (会長)
  - 22番 大塚 優
  - 24番 鵜澤 和行
  - 25番 丸島 正昭
  - 26番 麻生 重和
  - 27番 石井 利明 (職務代理者)
- 4 欠席委員 3名
  - 18番 三橋 弘明
  - 20番 熊切 秀雄
  - 23番 鈴木 幸雄
- 5 事務局職員 5名
  - 事務局長 吉田 茂則
  - 局長補佐 平野 孝幸
  - 係長 東條 成男
  - 係長 鵜澤 史樹
  - 主事 斉藤 直也
- 6 会議に付した議案
  - ・農地法第3条の規定による許可申請について 4件
  - ・農地法第4条の規定による許可申請について 1件
  - ・農地法第5条の規定による許可申請について 9件
  - ・農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 1件
  - ・平成29年5月9日開催第4回総会保留議案 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）
- ・「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の承認について

## 7 報告

農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
 軽微な農地改良の届出について  
 その他

## 8 総会要旨

局長	<p>本日はお忙しい中、農業委員会第5回総会にご出席いただきましてありがとうございます。本日の議事案件は、3条申請が4件、4条申請が1件、5条申請が9件、許可後の計画変更が1件、19号として利用権の設定、20号として「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の承認について、第4回総会保留議案の合計18件となっております。そのほか報告事項がございます。現地調査につきましては、2日に第1小委員会で行っております。本日の欠席委員ですが、三橋委員、熊切委員、鈴木委員より、欠席する旨の連絡がございました。これから議事に入らせていただきます。会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、加藤会長よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから総会を始めたいと思います。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人の選出についてですが、いかがいたしましょうか。（議長一任の声）議長一任との意見がありましたのでこちらで指名させていただきます。本日の議事録署名人は26番麻生委員と27番石井委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。それでは農地法第3条の許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>はじめに1号議案です。申請地は南吉田字上関地先外2筆、田9480㎡を売買しようとする申請であります。申請人は、買受人は白子町の★★さん、売渡人は南吉田の★★さんであります。</p> <p>申請理由としましては、買受人につきましては経営規模拡大のため、売渡人につきましては将来所有農地を管理できる相続人がいないためとのことであります。</p> <p>次に3条許可基準であります。全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で150日であります。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。また、白子町農業委員会より農業経営の実態証明が提出されております。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。</p> <p>続きまして2号議案です。申請地は法目字坪池地先、畑137㎡を売買しようとする申請であります。申請人は、買受人は法目の★★さん、売渡人は法目の★★さんで</p>

あります。

申請理由としましては、買受人につきましては自作地に隣接しており耕作がしやすいため、売渡人につきましては申請地を耕作していないためとのことであります。

次に3条許可基準であります。全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で150日であります。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして3号議案です。申請地は長尾字大楽地地先、外1筆、田2590㎡を売買しようとする申請であります。申請人は、買受人は長尾の★★さん、売渡人は一宮町の★★さんです。

申請理由としましては、買受人につきましては農業経営規模の拡大、及び自作地に隣接しており耕作がしやすいため、売渡人につきましては申請地を耕作していないためとのことであります。

次に3条許可基準であります。全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で360日であります。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして4号議案です。申請地は庄吉字中谷地先外10筆、田2718㎡、畑2240㎡を売買しようとする申請であります。申請人は、買受人は庄吉の★★さん、売渡人は千葉市の★★さんであります。

申請理由としましては、買受人につきましては経営規模拡大のため、売渡人につきましては申請地を耕作していないためとのことであります。

次に3条許可基準であります。全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で150日であります。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

なお、こちらの案件については現地調査時に現場が荒れていた状態であった為、小委員会では草刈りが終わるまで保留とのことでしたが、小委員会後申請者連絡をとったところ総会までに草刈をするとの連絡があった為、本日午前中に事務局で現場を確認したところ、草刈りが終えられた状態となっております。

以上であります。

会長

説明が終わりました。小委員会の審議内容の報告をお願いします。

職務代理

小委員会での審議の結果、1号議案許可、2号議案許可、3号議案許可、4号議案につきましては、現地は荒れておりましたが、総会までに草刈りをし耕作が出来る状態にしていただくことを条件に許可ということになりましたので報告いたします。

会長

それでは順次審議いたします。1号議案です。現地調査しています。★★委員いかがですか。

★★委員 田ということで確認をさせていただきましたがきれいに管理されており作付けもされていたので、許可でよろしいかと思えます。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 ★★さんは体調も悪く、白子町の★★さんが耕作してくれるということなので許可ということでよろしいかと思えます。

会長 それでは1号議案については小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) 1号議案については、許可ということに決定いたします。次は2号議案です。現地調査しております。★★委員いかがですか。

★★委員 草刈りもしてあり耕作もされているので、問題ないと思えますので許可でよろしいかと思えます。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 現地並びに申請人からヒアリングを受けてまいりまして、現況は★★さんの田のなかの一部に申請地があるわけで誰が見てもこれは耕作に支障をきたしていることは明らかであり当事者同士が長年の懸案を整理することでの申請でありますので許可でよろしいと思えます。

会長 それでは2号議案については小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) 2号議案については、許可ということに決定いたします。次は3号議案です。現地調査しています。★★委員いかがですか。

★★委員 経営規模拡大ということであり、問題ないと思えますので許可でよろしいかと思えます。

会長 それでは3号議案については許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) 3号議案については、許可ということに決定いたします。次は4号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 申請地は★★さんの実家が所有していた農地であり相続により取得したものであり、★★さんも高齢でありますので許可でよろしいと思えます。

会長 4号議案についても小委員会の報告にもありましたが、事務局が午前中確認に行き、きれいに草刈りもしてあったということですから許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) 4号議案については、許可ということに決定いたします。

会長 次は農地法第4条の規定による許可申請についてです。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。  
それでは、5号議案です。申請地は押日字林地先、田924㎡です。押日の★★さんが太陽光発電システム用地とする申請です。申請理由としましては、相続時に農業を営んでおらず、土地の有効活用ということで、一日を通して日当たりが良いほか電柱及び送電の条件も良く、太陽光発電施設に適しているためとのことです。他の所有地も検討したものの、農振農用地であったり日当たりが良くないとのことです。計画

としましては、太陽光パネル256枚です。1枚のパネルの大きさは、196センチ×100センチで、パネルの集合体を4カ所設置する計画です。隣接農地所有者は2名おり、いずれも同意を得ているとのこと。他法令の申請はありません。排水は雨水のみで敷地内浸透となっております。また、★★自治会長に対して当事業説明を行い、隣接農地所有者の同意を得ていれば問題ないとの回答を得ているとのこと。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地です。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

以上でございます。

会長 説明が終わりました。小委員会の審議内容の報告をお願いします。

職務代理 小委員会での審議の結果、5号議案につきましては、許可ということになりましたので報告いたします。

会長 それでは審議に移ります。5号議案です。現地調査しています。★★委員いかがですか。

★★委員 本申請地及び隣接の農地においても葎が生えている状況でして、今回の案件の水田については、住宅に隣接しているということですが、隣接しておられる方々にも同意を得ており今後農地の有効活用ということであり、整備されるということですので許可相当でよろしいかと思えます。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 第2種農地であり、自治会長も近隣住民も同意を得ているということなので許可相当でよろしいかと思えます。

会長 それでは5号議案については小委員会の報告どおり許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 5号議案については、許可ということに決定いたします。次は、農地法第5条の規定による許可申請についてです。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

はじめに、6号議案です。申請地は下太田字青柳地先、田969㎡の内38㎡です。下太田の★★さんが柴名の★★さんより土地を借り受けて、進入路用地とする申請です。申請理由としましては、申請人が従前に転用許可を受けて使用している資材置場への大型車や大型トレーラーでの資機材の搬入に際し、進入路が狭く支障をきたしている状態であり、また、前面の県道五井本納線の交通の妨げにもなっているため、拡幅したいためとのことです。計画としましては、拡幅部分は砕石敷き均し、転圧で施工し、前面側溝は、車の乗り入れのため側溝敷設替えを行う計画です。排水は、雨水のみで道路側溝に放流としており、★★土地改良区より排水同意を得ております。隣接同意が必要な農地はありません。他法令の申請につきましては、5月12日付けで県の長生土木事務所に側溝敷設替えの道路工事施工承認申請がなされております。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地です。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして7号議案です。申請地は茂原字南三貫野地先、畑243㎡と一体利用す

る農地以外の土地が2140.82㎡です。早野の★★さんが習志野市の★★さんから土地を買い受けて宅地分譲用地とする申請です。申請理由としましては、申請地は周辺に住宅地が多く、小学校にも近く、商業施設も充実し、住宅環境が良いためとのことです。計画としましては、宅地分譲1区画197.65㎡から216.67㎡の宅地が10区画です。排水は西側公共下水道に接続する計画です。隣接農地所有者は、1名から同意を得ております。他法令の申請につきましては、5月23日付けで市の土木管理課に宅地造成に伴う側溝敷設替えの道路工事施工承認申請が、5月31日付けで市の都市計画課に宅地開発事業事前協議申出が、それぞれなされております。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地です。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして8号議案です。申請地は鷺巣字沼下地先、田2459㎡です。こちらの申請地は、平成28年9月23日付けで農地法第3条の規定による所有権移転の許可がなされましたが、その後平成29年3月2日付けで錯誤を原因とする許可の取り消しがなされている農地です。今回は、東京都の★★さんが六ツ野の★★さんから土地を買い受けて太陽光発電システム用地とする申請です。申請理由としましては、いくつか土地を検討した中で日照時間や東電の受給設備について難点がなく、住宅環境にも配慮した結果、太陽光発電事業用地として最適地のためとのことです。計画としましては、太陽光パネル324枚です。1枚のパネルの大きさは、167センチ×100センチで、パネルの集合体を6カ所設置する計画です。排水は雨水のみで敷地内浸透となっております。隣接農地所有者は、1名より同意を得ております。他法令の申請はありません。また、★★自治会長に対して当事業説明を5月19日に行い、説明資料の自治会回覧を依頼したところ、とくに意見等はなかったとの確認を得ております。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地です。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして11号議案です。申請地は上茂原字鳥田地先外4筆、田1595㎡です。上茂原の★★さんが母親の★★さんから土地を使用貸借権の設定により借り受けて長屋住宅用地とする申請です。申請理由としましては、土地の有効利用により安定収入を得るためであり、申請地は小学校及び商業施設が近く、需要が十分見込まれるためとのことです。計画としましては、木造・2階建て・建築面積231.82㎡が1棟です。造成工事は、0.6m山砂で埋め立てし、工事中は仮設の障壁を設置して土砂の流出を防ぎ、完成後は周囲をコンクリートブロック積みで土留めし、上部はネットフェンスを設置します。排水は合併浄化槽を設け、南側市道側溝に接続する計画となっております。なお、★★自治会及び★★土地改良組合より排水同意書が、また、★★土地改良組合より意見書がそれぞれ提出されております。隣接同意が必要な農地はありません。他法令につきましては、2月28日付けで市の都市計画課に宅地開発事前協議申出が、5月26日付けで市の土木管理課に道路工事施工承認申請、法定外公共物土木工事施工許可申請及び法定外公共物占用許可申請が、さらに同日付で市の環境保全課に特定事業許可申請が、それぞれなされております。

次に転用許可基準ですが、申請地は第1種農地と判断され、原則として許可することができない農地ですが、第1種例外として、農地法施行規則第33条第4号の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」にあてはまり、例外的に許可できる農地です。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支

障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして12号議案です。申請地は、茂原西地先、畑264㎡です。茂原西の★  
★さんが茂原の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請です。本議案  
は、前回の総会で許可相当となり県に進達しましたが、その後、買受人を前回申請者  
の孫に変更することとなったため、申請の取下げがあり、あらためて申請されたもの  
です。申請理由としましては、借家住まいが手狭なためであり、申請地は通勤・買い  
物等に便利な住宅街で、家族の家にも近いためとのことです。計画としましては、木  
造・二階建て・建築面積61.69㎡です。排水は、南側公共下水道に接続する計画  
です。隣接同意が必要な農地、並びに他法令の申請はありません。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内ですので  
第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地です。一般基準につきましては、申  
請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認を  
いたしております。

続きまして13号議案です。申請地は木崎字川田地先外1筆、田300㎡、畑50  
9㎡、仮換地地番大芝土地区画整理事業8街区地先外1筆、面積388㎡です。市原  
市の★★さんが大芝の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請です。  
申請理由としましては、申請地は区画整理地内でインフラが整備済みであり、交通の  
便や住環境も良いためとのことです。計画としましては、木造・2階建て・建築面積  
68.31㎡とカーポート・建築面積27.65㎡です。排水は、西側公共下水道に  
接続する計画です。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はありません。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内ですので  
第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地です。一般基準につきましては、申  
請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認を  
いたしております。

続きまして、14号議案です。申請地は、長尾字辺田地先、畑416㎡です。下太  
田の★★さんが★★さんから土地を使用貸借権の設定により借り受けて資材置場用地  
とする申請です。申請理由としましては、現在、既存の資材置場になっている本社敷  
地内の社員用駐車スペースが狭く、資機材の搬出入作業等に支障を来しており、適  
正な駐車スペース確保のため新たな資材置場を確保したいこと、さらに他の既存資材  
置場でも残土の状態により作業が困難になるため、設置している現場ハウスを移動し  
たい、とのことです。申請地は会社に近く、平坦な土地で、代表取締役の所有地であ  
るため選定したとのことです。計画としましては、立木を伐採、抜根して整地をし、  
砕石敷き均しをする計画です。外周は鉄柱を敷設し、ロープ張りを施します。排水は、  
雨水のみで道路側溝に放流としており、★★地自治会より排水同意を得ております。  
隣接農地所有者は、2名より同意を得ております。他法令の申請につきましては、5  
月12日付けで市の土木管理課に柵渠撤去の道路工事施工承認申請がなされております。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地で  
あり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地です。一般基準につきま  
しては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で  
確認をいたしております。

続きまして、15号議案です。申請地は、長尾字沖田地先外4筆、田780㎡、仮  
換地地番ゆたか土地区画整理事業11-2街区地先外3筆、面積567㎡です。いす  
み市の★★さんが茂原の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地及び進入路用地  
とする申請です。申請理由としましては、現在借家住まいで手狭なためとのことです。  
申請地は、新茂原駅や商業施設にも近いためとのことです。計画としましては、木造・

2階建て・建築面積66.87㎡です。排水は北側公共下水道に接続する計画です。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はありません。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地です。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして、16号議案です。申請地は庄吉字西谷地先、畑737㎡です。長南町の★★さんが庄吉の★★さんから土地を買い受けて貸家用地とする申請です。申請理由としましては、売渡人にとって経済的な理由と生産効率が悪く耕作には現実的でないことと、貸家の建設用地を探していた買受人が紹介された申請地を気に入ったためとのことです。計画としましては、木造・平屋建て・建築面積66.24㎡が3棟の合計198.72㎡です。排水は合併浄化槽を設け、東側市道側溝に接続する計画となっており、庄吉自治会より排水同意を得ております。隣接農地の所有者は、2名より同意を得ております。他法令の申請はありません。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地です。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

以上でございます。

会長 説明が終わりました。まず、6号から8号議案までの小委員会の審議内容の報告をお願いします。

職務代理 小委員会での審議の結果、6号、7号、8号議案許可相当となりましたので報告いたします。

会長 それでは順次審議いたします。6号議案です。現地調査しています。★★委員いかがですか。

★★委員 この土地の奥は既に資材置場として利用されておりますが、入り口が狭く大きな機械の出入が大変であり進入路用地として利用したいということですので特別問題ないと思われまして許可相当でよろしいかと思えます。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 事務局から説明があった通り、100m先に交差点・信号機がありまして、朝・夕非常に混むところであります。ご覧のとおり進入路が非常に狭くて重機が入るとき停車して非常に交通渋滞を招くため、★★さんより土地を借りてスムーズに行えるということですので、許可でよろしいかと思えます。

会長 それでは6号議案については小委員会の報告どおり許可ということですのでよろしいでしょうか。(異議なしの声) 6号議案については、許可ということに決定いたします。続きまして、7号議案であります。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員 一体利用なので許可相当でよろしいかと思えます。

会長 ★★委員いかがですか。



- ★★委員      ★★さんが開発した残りの部分だと思うのですが、やむを得ないと思うので許可相当でよろしいかと思ひます。
- 会長          ここは宅地の中の一部が農地であったということでそれを転用するということであり宅地を含めて全てを開発するというこゝです。  
それでは7号議案については小委員会の報告どおり許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 7号議案については、許可ということに決定いたします。  
続きまして、8号議案であります。現調しております。★★委員いかがですか。
- ★★委員      この土地は一面に葎が生えており、太陽光発電設備が出来てきれいになればいいと思ひますので許可相当でよろしいかと思ひます。
- 会長          ★★委員いかがですか。
- ★★委員      葎が一面に生えており、ここはもう耕作には不適切だと思ひますので、太陽光発電システムを建設し底地をきちんと管理して頂ければ衛生的にも良くなると思ひますので許可相当でよろしいかと思ひます。
- 会長          それでは8号議案については小委員会の報告どおり許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 8号議案については、許可ということに決定いたします。  
続きまして、11号から16号議案までの小委員会の審議内容の報告をお願いします。
- 職務代理      小委員会での審議の結果、11号から16号議案許可相当となりましたので報告いたします。
- 会長          それでは順次審議いたします。11号議案です。現地調査しています。★★委員いかがですか。
- ★★委員      第1種農地ということではありますが、農道を基準として独立しているようではありますが、一体的には一定の面積の中の一區画なのでしょうけれど。  
住宅用地として利用されるということではありますが、隣接の方々等それぞれ諸々の要件が揃っているということによろしいかと思ひます。
- 会長          ★★委員いかがですか。
- ★★委員      この土地は住宅地と道路に囲まれた狭いところであり耕作には適していない土地と思ひますし、道路に囲まれた少し残った農地として、住宅用地としてやむを得ないと思ひますので許可相当でよろしいかと思ひます。
- 会長          それでは11号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 11号議案については、許可相当ということに決定いたします。  
続きまして、12号議案であります。★★委員いかがですか。
- ★★委員      これは以前申請が上がったところで買受人の名前が変わったということで、用途地域内でありまして特に問題ないと思ひますので許可相当でよろしいかと思ひます。
- 会長          それでは12号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 12号議案については、許可相当ということに決定いたします。  
続きまして、13号議案であります。★★委員いかがですか。

★★委員 区画整理事業内の土地でありますので、許可相当でよろしいかと思ひます。

会長 それでは13号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 13号議案については、許可相当ということに決定いたします。  
続きまして、14号議案であります。現地調査しております。★★委員いかがですか。

★★委員 この土地は杉の木等が生えており荒れておりましたけれども、伐採・伐根することであり、綺麗になるということなので許可相当でよろしいかと思ひます。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 伐根してきれいにしてもらえるとということなので許可相当でよろしいかと思ひます。

会長 それでは14号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 14号議案については、許可相当ということに決定いたします。  
続きまして、15号議案であります。現地調査しております。★★委員いかがですか。

★★委員 用途地域内にありますので、許可相当でよろしいかと思ひます。

会長 それでは15号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 15号議案については、許可相当ということに決定いたします。  
続きまして、16号議案であります。現地調査しております。★★委員いかがですか。

★★委員 現況は裏山に真竹が生えており、きれいになれば有害鳥獣等などの問題も解消できると思われますので許可相当でよろしいかと思ひます。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 地元水利組合とも話し合いが済んでおり全く問題がないと思われますので許可相当でよろしいかと思ひます。

会長 それでは16号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 16号議案については、許可相当ということに決定いたします。  
次に農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について審議したいと思ひます。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてご説明いたします。  
それでは17号議案です。申請地は長尾字清網地先、田503㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理事業7街区地先、面積290㎡です。長柄町の★★さんが東京都の★★さん外2名より土地を買い受けて専用住宅用地とする申請です。なお、当初計画は平成23年3月15日付けで貸家及び専用住宅用地として許可がなされております。  
計画の変更理由としましては、当初計画者は不動産会社に住宅建築から売却までを依頼する形で土地を購入し、貸家及び専用住宅用地として転用許可を受けましたが、その後不動産会社の諸事情や計画者の資力の問題により計画実行が困難になったことから、譲受人を変更して計画を進める予定でした。その後生活環境の変化や資力など

の問題から、計画が滞っておりましたところ、今回の譲受人よりこの土地を購入し専用住宅としたいとの希望があったためとのことです。土地選定理由としましては、小学校や駅、商業施設などに近く、住環境が良いためとのことです。計画としましては、木造・2階建て・建築面積66.00㎡です。排水は、南側公共下水道へ接続する計画です。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はありません。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地です。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

会長 説明が終わりました。小委員会の審議内容の報告をお願いします。

職務代理 小委員会での審議の結果、17号議案につきましては、許可相当ということになりましたので報告いたします。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 土地区画整理事業内でありますので問題ないと思われまので、許可相当でよろしいかと思えます。

会長 それでは17号議案については許可相当ということでしょうか。(異議なしの声) 17号議案については、許可相当ということに決定いたします。

続きまして、議案第18号第4回総会保留議案について審議したいと思えます。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 18号議案5月総会保留議案 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

それでは5月の36号議案です。5月の総会では、申請代理人より、不足書類の残高証明書が間に合わないため保留してほしいと申し出があったため、保留となりました。その後、代理人から5月11日に残高証明書の提出があり、一般基準における申請目的実現の確実性につきまして、添付すべき必要書類で確認をいたしました。その他の事項につきましては、5月の総会でのご説明のとおり確認をいたしております。

会長 残高証明が提出されたということです。この件につきましては、許可相当ということでしょうか。(異議なしの声) 18号議案については、許可相当ということに決定いたします。次に議案第19号議案の審議に入りますが、この案件につきましては議事参与制限を受ける委員が3名いらっしゃいます。★★委員・★★委員・★委員におかれましては議案第19号の審議が終了するまでご退席をお願いいたします。それでは19号議案の審議に入ります。まず事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第19号の利用権設定について説明いたします。

まず本日お配りいたしました利用権設定調書からご説明いたします。これは新規分と更新分に分かれておまして、それぞれ利用権設定期間が短い順にご説明いたします。それではまず始めに新規分です。NO.1につきましては、借受者が榎神房の★★さん、貸付者は本納の★★さんで、利用権設定する土地は本納字吉井境地先、田、1,008㎡の使用貸借権の設定で、期間は1年でございます。

以下同様にNO.2と3が利用権設定期間1年、NO.4が利用権設定期間2年、NO.5が利用権設定期間3年、NO.6と7が利用権設定期間5年、NO.8と9が利用

権設定期間6年、NO.10～23までが利用権設定期間10年となっております。

続きまして更新分でございます。更新分とは今回利用権設定期間が終了し、継続して利用権を設定しようとするものでございますが、新規分と同じく利用権設定期間が短い順にご説明いたします。NO.1が利用権設定期間3年、NO.2が利用権設定期間5年、NO.3が利用権設定期間6年、NO.4が利用権設定期間10年となっております。

それでは最初のページに利用集積計画書新規分と再設定分を期間毎に利用権設定面積をまとめた総括表がございますので、ご覧ください。総合計は、新規分の利用権設定面積は53,347㎡、再設定（更新分）の利用権設定面積は15,324㎡となっております。

表下段の使用貸借につきましては内面積1,008㎡となっております。

以上の農用地利用計画は農業経営、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、農業委員会承認後、市農政課で公告・縦覧し契約が成立いたします。以上でございます。

会長

説明が終わりました。

19号議案は承認ということよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは、承認ということにさせていただきます。続きまして、議案第20号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」についてです。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第20号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」についてご説明いたします。

内容等について説明する。

会長

説明が終わりました。この内容で公表してよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは承認ということにさせていただきます。

以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

次の事案を報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・軽微な農地改良の届出について
- ・その他

以上で本日の総会を終了します。御苦労さまでした。